

花巻市における空家等対策に関する連携協定書

花巻市（以下「市」という。）と岩手県司法書士会、岩手県宅地建物取引業協会、岩手県土地家屋調査士会及び岩手県建築士会花巻支部（以下「協定団体」という。）は、花巻市における空家等の対策を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と協定団体が相互に連携・協力し、市内の空家等に関する施策を進めることにより、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境へ影響を及ぼしている空家等の現状を改善し、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、以下の状態のものをいう。
 - ア 放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ 放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理が行わないことにより、著しく景観を損なっている状態
 - エ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理するものをいう。

（連携事業）

第3条 市及び協定団体は、第1条の目的を達成するため、相互に連携・協力し、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 空家等の所有者等に対する相談事業
- (2) 特定空家等の発生予防のための啓発事業
(市が行う業務)

第4条 市は、前条の事業の実施にあたって、次の業務を行う。

- (1) 所有者等から空家等に関する相談を受けた場合は、必要に応じて協定団体の次条第1号の窓口を紹介する。
- (2) 所有者等の同意を得て、協定団体に必要な情報を提供し、相談事業を依頼する。
- (3) 市が発行する広報、市ホームページその他の方法により、協定団体が行う空家等の相談事業の広報に努めるものとする。

（協定団体が行う業務）

第5条 協定団体は、第3条の事業の実施にあたって、次の業務を行う。

- (1) 空家等の所有者等からの相談に応じる窓口を設置する。
- (2) 市からの依頼に応じ、相談を受ける担当者を選任、派遣するほかこれに付随する業務を行う。
- (3) 空家等対策の周知啓発の実施にあたって、啓発チラシの配布やポスターの掲示を行う。
- (4) 空家等に関する各種内容の相談を行う。ただし、法令により行うことができる範囲

の相談に限る。

- (5) 協定団体の会員への情報の周知を行う。
- (6) 前各号に定める業務の実施状況を、市の求めに応じて市に報告する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、市と協定団体いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

（秘密の保持）

第7条 協定団体及び協定団体の会員は、この業務を通じて知り得た特定の個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市と協定団体が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、市と協定団体はそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 5月21日

花巻市長

上田東一

岩手県司法書士会
会長

小山田泰彦

一般社団法人 岩手県宅地建物取引業協会
会長

多田幸司

岩手県土地家屋調査士会
会長

菊池直喜

一般社団法人 岩手県建築士会花巻支部
支部長

谷藤一彦